

高知市医療施設等物価高騰緊急対策支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格及び物価の高騰により電気、ガス、食材料費等の負担が増大している医療施設等における安定的な医療サービス及び施術（以下「医療サービス等」という。）の継続した提供を支援するため、高知市医療施設等物価高騰緊急対策支援事業として、「高知市医療施設等物価高騰緊急対策給付金（以下「給付金」という。）」を給付する事業（以下「支援事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 支援事業の実施主体は、市とする。ただし、支援事業の実施に当たり必要な業務については、市長が適切な支援事業の運営を確保することができると認める事業者に委託して行うことができる。

(給付対象者)

第3条 給付金の給付の対象となる者（以下「給付対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす法人又は個人とする。ただし、高知市社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金給付事業実施要綱（令和4年9月30日制定）に基づく高知市社会福祉施設等物価高騰緊急対策給付金の給付を受けている者については、給付対象者としてしない。

- (1) 令和7年1月1日時点で、市内において医療施設等を開設し、医療サービス等の提供を行っていること。
- (2) 第5条の申請の日において、前号の医療施設等を休業していないこと。
- (3) 次のアからオまでに掲げる医療施設等の区分に応じ、当該アからオまでに定める要件を満たすこと。

ア 医療機関（医科及び歯科診療所） 市長に医療法（昭和23年法律第205号）第8条又は医療法施行令（昭和23年政令第326号）第4条の2第1項の規定により届出をしており、かつ、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関であること。

イ 薬局 市長から医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第4条第1項の許可を受けており、かつ、健康保険法第63条第3項第1号に規定する保険薬局であること。

ウ 訪問看護ステーション 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者であって、同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う事業者（同法第71条の規定により同法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた病院及び診療所を除く。）又は健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者であること。

エ 助産所 市長に医療法第8条又は医療法施行令第4条の2第1項の規定により届出をした助産所であること。

オ あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう及び柔道整復施術所 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第9条の2第1項、第9条の3又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）第19条第1項の届出をした施術所又は施術者であること。

2 前項の規定にかかわらず、給付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の給付の対象としない。

- (1) 高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成23年規則第28号。以下「規則」という。）第4条各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- (2) 市税を滞納しているとき。
- (3) 国又は県、市若しくは一部事務組合が運営する施設であるとき。

(給付金の給付)

第4条 市長は、給付対象者に対し、この要綱に定めるところにより、給付金を給付する。

2 前項の規定により給付対象者に対して給付する給付金の額は、別表に定める額とする。

(給付金の給付申請)

第5条 給付金の給付を受けようとする給付対象者は、所定の申請書に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(申請期限)

第6条 前条の申請の期限は、令和7年6月20日とする。ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(給付の決定)

第7条 市長は、第5条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の給付の可否を決定し、適当と認めたときは当該申請をした給付対象者に対し給付金を給付し、適当でないとは認めるときは所定の却下通知書により当該給付対象者に通知するものとする。

(不当利得の返還)

第8条 市長は、前条の規定により給付金の給付を受けた者（以下「給付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当したときは、給付金の給付決定を取り消し、期限を定めて、給付を行った給付金の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたとき。
- (2) 規則第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱に基づく命令に違反したとき。

(書類の整備)

第9条 給付決定者は、給付金に係る書類を、第7条の規定による給付の決定があった日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(調査等)

第10条 市長は、支援事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、給付決定者に対し、必要な調査を行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年7月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市医療施設等物価高騰緊急対策支援事業実施要綱の規定に基づき交付決定を受けた給付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年1月11日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市医療施設等物価高騰緊急対策支援事業実施要綱の規定に基づき交付決定を受けた給付金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年2月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の高知市医療施設等物価高騰緊急対策支援事業実施要綱の規定に基づき交付決定を受けた給付金については、なお従前の例による。

別表

医療施設等の種別	給付額（１施設当たり）
1 有床診療所（19床以下）	125,000円＋3,000円×病床数 （休床分除く）
2 無床診療所	40,000円
3 薬局	20,000円
4 訪問看護ステーション	20,000円
5 助産所	10,000円
6 あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復施術所	6,000円